《 別表１ 》

**「解体工事業」の入札参加資格の取扱いについて**

**１　平成29年度入札参加資格審査申請（今回の追加申請）について**

平成28年６月１日施行の建設業法等の改正により，これまで「とび・土工工事業」に含まれていた「解体工事業」を独立させ，建設業の業種区分として，新たに「解体工事業」が追加されたところですが，経過措置として，法施行日時点（平成28年６月１日）でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は，平成31年５月31日までの間は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能となっています。

以上のような措置に伴い，平成28年６月１日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいた者で，今回の入札参加資格申請書で「とび・土工・コンクリート工事」を希望される方は，「解体工事」の入札参加資格を有するものとみなします。

　　今回の追加申請では、入札参加資格の工種に「解体工事」は含まれません。

**２　解体工事業の許可を受けられた方の取扱いについて**

(1) 平成28・29年度入札参加資格を有している方

新たに解体工事業の許可を受けた方でも、今回は追加申請の必要はありません。

(2) 平成28・29年度入札参加資格を有していない方

新たに解体工事業の許可を受けた方（若しくは、平成28年６月１日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいるが解体工事業の許可をまだ受けていない方）で今回の追加申請で「解体工事」を希望される方は、「とび・土工・コンクリート工事」を希望してください。

**３　平成30・31年度入札参加資格審査申請（次回の定期申請）について**

次回の平成30・31年度入札参加資格審査において、「解体工事」を入札参加資格の工種に追加する予定です。

平成30年度の解体工事の入札参加資格については、「解体工事又はとび・土工・コンクリート工事（経過措置該当）の入札参加資格を有する者」が条件となります。

また、平成31年度については、運用上の都合により、解体工事の有資格者のみを入札参加資格者とします。入札参加を希望される方は、解体工事業の建設業許可及び経営事項審査を受けたうえで、平成31年度入札参加資格審査申請（追加申請）時までに申請を済ませてください。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先：霧島市役所 総務部  工事契約検査課 入札契約ｸﾞﾙｰﾌﾟ  （直通）64-0932（代表）45-5111内線3951・3961 |